

住民監査請求に対する監査結果をお知らせします (川崎市町内会・自治会活動応援補助金に関する住民監査請求)

令和6年12月26日付けで提出された住民監査請求について、川崎市監査委員は、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施し、その結果として、一部については却下、その余は棄却となりましたので、次のとおり概要をお知らせします。

1 請求人

市民1名

2 請求内容

Aマンション管理組合に対して交付された令和4年度及び令和5年度の川崎市町内会・自治会活動応援補助金について、川崎市長は、交付決定処分を取消し、Aマンション管理組合に対して、不当利得返還請求権に基づき、交付された補助金等の支払請求をすることを求める。

3 監査対象

市民文化局、多摩区役所

4 経過

請求書受理日 令和6年12月26日（木）

監査結果公表日 令和7年 2月20日（木）

5 監査結果

令和4年度分の支出については、監査請求期間を経過しているため、地方自治法第242条の要件を欠き不適法であるため、これを却下することとし、その余については、請求人の主張に理由がないため、これを棄却する。

※本件住民監査請求の結果については、本日2月20日（木）から市ホームページ「川崎市の監査」－「監査の結果等」－「住民監査請求 結果一覧」

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html> に掲載しています。

【問合せ先】

○監査結果について

川崎市監査事務局行政監査課 藤田

電話（044）200－3437

○関係課

川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課 大西

電話（044）200－3716

川崎市多摩区役所まちづくり推進部地域振興課 上野

電話（044）935－3130